

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市における脱炭素を推進するため、市内で太陽光発電設備、蓄電池、車載型蓄電池、高効率照明機器及び高効率空調機器（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置する事業者に対し、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、予算の範囲内において本市が補助金を交付することについて、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）補助対象者が事業者であること。
- （2）令和6年4月23日以降に、補助対象者が市内の事業所に新たに太陽光発電設備等の導入、工事を着工または契約の締結をしていること。ただし、導入、工事の着工に係る契約の締結が令和6年4月23日以降であること。
- （3）同一年度内に、補助対象者が、補助対象設備に対して、この要綱およびによる同一の補助対象設備の補助金のほか、国費を財源とする補助金の交付を受けていないこと。
- （4）補助対象者が市税を滞納していないこと。
- （5）補助対象者が大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言を行うとともに、ゼロカーボンシティやお推進協議会に参画していること。
- （6）補助対象者が八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象設備）

第3条 補助対象設備は、環地域事発第2301131号及び環地域事発第2403011号地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の（2）交付対象事業の内容に掲げる交付要件のほか、それぞれ次の表に定める交付要件のすべてに適合するものとする。

補助対象設備	交付要件
ア. 太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none">1. 中古設備でないこと。2. 需要家の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費（発電した電力を自らが事業を行う事業所において使用）すること。または、需要家の敷地外に導入する場合においては、発電する電力を自営線により当該需要家に供給して消費すること。3. 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させること。4. 発電量を計測する機器を備えること。

	<p>5. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。</p> <p>6. 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>7. 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。</p> <p>8. 出力10kW 未満の太陽光発電設備を設置する場合、日本産業規格C61215-1、C61215-2、C61730-1、C61730-2、C8993 の5つの規格、及びパネルの種類に応じてC61215-1-1、C61215-1-2、C61215-1-3、C61215-1-4 のいずれか1つの規格に適合するものであること又はこれらと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できる太陽電池モジュールを用いること。【再エネ特措法施行規則第5条第2項第8号】</p>
イ. 蓄電池	<p>1. 中古設備でないこと。</p> <p>2. ア. 太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であること。（4,800Ah・セル相当のkWh以上。4,800Ah・セル未満の場合は、「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金交付要綱 第3条 イ. 蓄電池」に準ずる。）</p> <p>3. 原則として太陽光発電設備と接続し発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>4. 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>5. 交付率16万円／kWh（工事費込み・税抜き）の価格以下の蓄電システムであること。</p> <p>6. 八尾市火災予防条例（昭和48年10月5日条例第40号）に基づく位置、構造及び管理の基準を満たすものであること。</p>
ウ. 車載型蓄電池	<p>1. 中古設備でないこと。</p> <p>2. ア. 太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であること。</p> <p>3. 原則として太陽光発電設備と接続して、充電を行うものであること。</p>

	<p>4. 通信・制御機器、充放電設備または充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」）の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。</p> <p>5. 本補助金と「CEV補助金」の併用は不可。</p>
工. 高効率照明機器	<p>1. 中古設備でないこと。</p> <p>2. 調光制御機能を有するLEDであり、①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）、③在不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）のいずれかの機能を有するLEDのこと。</p>
オ. 高効率空調機器	<p>1. 中古設備でないこと。</p> <p>2. 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上省CO₂効果が得られるもの。</p> <p>3. 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」（平成13年法律第64号）第16条に定めるすべての第一種特定製品に使用されるフロン類の管理（業務用エアコン等のすべての機器に3ヶ月ごとの簡易点検を、一定規模以上の機器には1年または3年ごとの有資格者による定期点検）を行うこと。</p>

（補助対象経費及び補助額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額（以下「補助額」という。）は、次の表に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象経費	補助額	上限
太陽光発電設備導入費	5万円/kW	250万円
蓄電池導入費	本体価格の1/3	16万円／kWh
車載型蓄電池導入費	2万円/kWh	85万円
高効率照明機器導入費	本体価格の1/2	100万円 (下限20万円)
高効率空調機器導入費	本体価格の1/2	40万円（室外機1台あたり）

- 2 当該補助額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額を補助額とする。
- 3 補助対象設備の購入、工事の発注または契約をするにあたっては、複数者からの見積をとるなど、一般の競争に付すこと。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難または不適当である場合に

は、指名競争に付し、または随意契約によること。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和6年5月27日から令和7年1月15日までに、市長へ申請しなければならない。

- (1) 法人登記履歴事項全部証明書又は賃貸契約書等の本市内に事業所を有することが確認できる書類
- (2) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
- (3) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図（位置図）
- (4) 補助対象設備のメーカー、型式及び容量等、設備仕様が確認できる書類
- (5) ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金の申請に係る確認表（様式第1号の2）
- (6) ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）承諾書（様式第2号）（補助対象設備を設置する事業所が自己の所有に属さないとき、又は共同所有のときに限る。）
- (7) 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言の写し又は申請書の写し
- (8) ゼロカーボンシティやお推進協議会 活動趣旨賛同書及び入会申込書（すでに入会している事業者についてはこの限りではない。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第7条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令等又はこれに基づく市長の处分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 申請者は、太陽光発電による余剰電力の売電等により、相当の収益が生じる場合は、交付金の一部または全部に相当する金額を納付しなければならない。

(事業の変更等)

第9条 第6条の通知書により交付の決定があった者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた日以後に補助事業の内容を変更しようとするとき、又は、補助事業を中止しようとするときは、当該変更又は中止に係る根拠となる書類を添付のうえ、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金（変更・中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該変更等を適当と認めるときは、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ事業（事業者用）補助金（変更・中止）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了日から20日以内又は交付の申請を行った年度の2月末日のいずれか早い日までに、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書、請書または発注書等の写し
- (2) 補助対象経費及びその内訳が記載された領収書または請求書等の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 蓄電池、車載型蓄電池を設置する場合、太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付請求書（様式第8号）（補助金の振込先の口座情報が分かる書類の写しを添付すること）による交付決定者からの請求により、補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第13条 交付決定者は、次の表に定める耐用年数の期間内に、補助対象設備を補助金交付の目的に反して担保に供し、使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（事業者用）（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

補助対象設備	耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年
車載型蓄電池	普通自動車4年
	軽自動車3年
高効率照明機器	15年
高効率空調機器	13年（業務用）
	6年（家庭用）

2 市長は、前項の申請を受けた場合には、その内容を審査し、当該処分を承認することが適當と認めたときは、交付決定者に対し、財産処分等承認通知書（様式第10号）によりその結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助対象設備の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（書類の保管等）

第14条 交付決定者のうち、第3条に定める太陽光発電設備を導入した者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、当該太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率、売電量）が分かる書類を保管しなければならない。

2 交付決定者のうち、第3条に定める蓄電池及び車載型蓄電池を導入した者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、蓄電池及び車載型蓄電池の仕様が分かる書類を保管しなければならない。

3 交付決定者のうち、第3条に定める高効率空調機器を導入した者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、高効率空調機器の利用状況（簡易点検報告書、定期点検報告書）が分かる書類を保管しなければならない。

4 交付決定者のうち、第3条に定める高効率照明機器を導入した者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、高効率照明機器の設置箇所が分かる書類を保管しなければならない。

5 市長は、必要に応じて、交付決定者に対して前項に定める書類に関する報告を求め、事務所、事業場等に立ち入らせ、書類、帳簿その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。